

# 離婚届の記入例

## 離婚届

届出する年月日を記入してください。

令和 年 月 日届出

滋賀県東近江市 長 殿

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日 第 号					
送付 令和 年 月 日 第 号	長 印					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通知

離婚届で住所は変更できません。住所を変更される場合は別に届けが必要です。

(1) 氏名	夫 <b>この 太郎</b>	妻 <b>この はなこ</b>
生年月日	昭和51年 1月 1日	昭和50年 3月 3日
住所	滋賀県東近江市八日市緑町 10 番地 5号	滋賀県近江八幡市桜宮町236 番地 号
世帯主の氏名	この 太郎 <b>甲野 太郎</b>	おつかわ じろう <b>乙川 二郎</b>
(2) 本籍	滋賀県東近江市八日市緑町10 番地 番	
筆頭者の氏名	<b>甲野 太郎</b>	
父母の氏名	夫の父 <b>甲野 一郎</b>	妻の父 <b>乙川 二郎</b>
母	<b>梅子</b>	<b>春子</b>
(3) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚	<input type="checkbox"/> 和解
(4) 婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫 <input checked="" type="checkbox"/> 妻	<input type="checkbox"/> 親の戸籍にもどる <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる
婚姻前の氏にもどる者の本籍	滋賀県近江八幡市桜宮町236 番地 (よみかた) <b>おつかわ じろう</b> 筆頭者の氏名 <b>乙川 二郎</b>	
(5) 未成年の子の氏名	夫が親権を行う子	妻が親権を行う子 <b>甲野 すみれ</b>
(6) 同居の期間	平成14年 12月 から	令和2年 5月 まで (同居したとき)
(7) 別居する前の住所	滋賀県東近江市八日市緑町10 番地 番 5号	
(8) 別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の従業員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 <small>(国勢調査の年…令和 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)</small>	
(9) 夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
(10) 届出人	夫 <b>甲野 太郎</b>	妻 <b>甲野 花子</b>
事件簿番号	住所を定めた年月日	連絡先
	夫 年 月 日	電話 0748 ( 24 ) 1234
	妻 年 月 日	自宅 勤務先 [ ] 携帯

押印は任意です。

※消せるボールペンは使用しないでください。

協議離婚のときは、当事者以外の2人の署名が必要です。証人は、離婚の事実を知っている人で、18歳以上の方であれば、親や兄弟でもかまいません。押印は任意です。

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	署名	印
甲野 一郎	印	丙島 梅子
生年月日	昭和25年 8月 22日	昭和39年 12月 13日
住所	滋賀県東近江市八日市緑町 10 番地 5号	滋賀県東近江市八日市東浜町 1 番地 3号
本籍	滋賀県東近江市八日市緑町 10 番地 番	滋賀県東近江市八日市東浜町 241 番地 番

父母が現在、婚姻しているときは、母の氏は書かないでください。また、離婚その他の事情で父母の氏が違うときは、変更後(現在)の氏を書いてください。

婚姻で氏が変わった人は離婚後の氏や戸籍を次の3つから選んでください。

- 元の氏に戻る場合 ① 親の戸籍に戻る(左の例になります)
  - 元の氏に戻る場合 ② 自分で新戸籍をつくる
  - 引き続き今までの氏を使う場合 ③ 別の用紙を離婚届と同時に提出してください。(戸籍法77条の2の届出になります。)
- 離婚届と同時に77条の2の届を提出する場合は、この欄は記入しないでください。

離婚届を提出し、いったん元の氏に戻った方も、「婚姻中の氏」を引き続き使用したいときは、離婚の日から3ヶ月以内であれば、裁判所の許可なく、「戸籍法77条の2の届出」をすることによって、そのまま使用できます。

離婚の際、未成年の子がいるときは、夫妻のどちらが親権を持つのか、必ず決定をし、子の氏名を書いてください。この届出で親権を決定しますが、子の戸籍は移動しません。移動させるには家庭裁判所の許可が必要となります。詳しくはお尋ねください。

必ず連絡先の電話番号をご記入ください。

### 持参していただくもの

- 離婚届書(1通)
- 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等  
\* 本人確認のため
- マイナンバーカード  
表面記載事項に変更が生じる場合は持参してください。
- 調停・裁判離婚の場合は、裁判所からの書類も忘れずに持参ください。その場合、届出人は申立人です。確定の日から10日以内に届出が必要です。証人は必要ありません。